

建設現場における遠隔臨場に関する  
監督試行要領

令和6年10月

新潟市

## 1. 適用

「建設現場における遠隔臨場に関する監督試行要領」は、「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）（令和3年3月 国土交通省 大臣官房技術調査課）」を準用する。

## 2. 改訂履歴

令和4年 3月23日制定

令和6年10月15日改定

### 3. 読み替え表

建設現場の遠隔臨場に関する監督試行要領において、語句を以下のように読み替えるものとする。

掲載箇所	読み替え前	読み替え後
要領内共通	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
要領内共通	建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）	建設現場の遠隔臨場に関する監督試行要領
要領内共通	建設現場における遠隔臨場に関する試行要領	建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
要領内共通	土木工事共通仕様書（案）	新潟市土木工事共通仕様書
要領内共通	監督職員	監督員
要領内共通	「段階確認書」、「確認・立会依頼書」	「段階確認書」、「材料確認願」、「立会依頼」
2ページ	確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用するPCにて遠隔臨場の実施状況を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管（図 2-1 ※1）する。	受注者は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、従来の立会資料の管理同様に書面で提出する。（図 2-1 ※1）
3ページ	確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の実施状況を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管（図3-1 ※1）する。（従来の立会資料の管理同様とする。）	受注者は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、従来の立会資料の管理同様に書面で提出する。（図 3-1 ※1）
5ページ	あらかじめ立会依頼書を所定の様式により受注者から受領すること。	あらかじめ立会確認の依頼を受注者より受領すること。
5ページ	確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管（図3-1 ※1）する。（従来の立会資料の管理同様とする。）	受注者は、使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、従来の立会資料の管理同様に書面で提出する。（図 3-1 ※1）
5ページ	現場技術員が実施した遠隔臨場の「記録」を情報共有システム（ASP）等により確認すること。	受注者が実施した遠隔臨場の実施状況を書面により確認すること。
6ページ	4. 検査職員の実施項目（書面検査）	※ <sup>1</sup>
7ページ	国土交通省 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室 技術管理係長	新潟市 都市政策部 技術管理課
8ページ	6.1 特記仕様書（記載例）	※ <sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 新潟市では適用しない

※<sup>2</sup> 新潟市独自の特記仕様書を適用する